

千葉県みんなが輝くまちづくり基金条例、千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例、千葉県衛生関係手数料条例及び千葉県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、千葉県火災予防条例の一部を改正する条例、千葉県立中学校設置条例の一部を改正する条例、千葉県都市公園条例の一部を改正する条例及び千葉県下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

千葉市長 神谷俊一

千葉県条例第19号

千葉県みんなが輝くまちづくり基金条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に基づき本市が定めた基本的な計画の実現に向けた事業を推進し、未来志向のまちづくりに資するため、千葉県みんなが輝くまちづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、次に掲げる額とする。

(1) 市の積立金額

(2) 企業版ふるさと納税による寄附（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附をいう。）として受ける寄附金のうち、市長が基金への積立てを適当と認める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を各会計の歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本市が行う第1条に規定する事業に必要な経費（本市以外の者が行う同条に規定する事業に対して本市が助成する経費を含む。）の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第20号

千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉県国民健康保険条例（昭和61年千葉県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第26条第1項並びに」を「第26条第1項、」に改め、「第3項」の次に「並びに第26条の5第1項及び第4項」を加え、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第12条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第13条第1項第1号中「及び第21条第1項第1号」を「、第21条第1項第1号及び第26条の5第1項第1号」に改める。

第17条の2中「及び同条第4項」を「、同条第4項」に改め、「同条第3項」の次に「、第26条の5第2項において準用する同条第1項及び同条第5項において準用する同条第4項」を加え、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第18条中「同条第1項」の次に「、第26条の5第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第26条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第26条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

第26条の4第1項及び第3項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第26条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、当該額）とする（第4項に規定する場合を除く。）。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。次条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この条において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第26条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号に規定する額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該出産被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第26条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第17条の3又は第17条の6」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第3項第8号又は政令附則第4条第3項第6号」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「政令第29条の7第2項第9号又は政令附則第4条第2項第6号」とあるのは「政令第29条の7第4項第8号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第26条の6 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における

特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。）

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第12項中「未就学児」の次に「又は出産被保険者」を、「第26条の4第1項」の次に「又は第26条の5第1項」を加え、「被保険者均等割額の減額（同条第2項において準用する同条第1項の規定により減額する場合を含む。）」を「減額」に、「第1号に掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と第2号に掲げる額とを合算した額」を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 当該世帯に属するそれぞれの被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額を合算した額

附則第13項中「同項中」の次に「第26条の4第1項」とあるの

は「第26条の4第2項において準用する同条第1項」と、「第26条の5第1項」とあるのは「第26条の5第2項において準用する同条第1項」と、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第14条」とあるのは「第17条の6」と、「」を加え、「、「第11条」とあるのは「第17条の3」と、「第14条」とあるのは「第17条の6」と」を削る。

附則第14項中「同項中」の次に「「未就学児又は出産被保険者」とあるのは「出産被保険者」と、「第26条の4第1項又は第26条の5第1項」とあるのは「第26条の5第3項において準用する同条第1項」と、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と、「」を加え、「、「第11条又は第14条」とあるのは「第19条」と」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第26条の3第2項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条、第17条の2、第18条、第26条の5及び附則第12項から第14項までの規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

千葉県条例第21号

千葉県衛生関係手数料条例及び千葉県旅館業法施行条例の一部を
改正する条例

(千葉県衛生関係手数料条例の一部改正)

第1条 千葉県衛生関係手数料条例（平成12年千葉県条例第11号）
の一部を次のように改正する。

別表38の項中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項
又は第3条の4第1項」に、「地位の承継の承認申請に」を「者の地
位の承継の承認申請に」に、「旅館業の許可を受けた地位の承継の承
認申請手数料」を「旅館業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請
手数料」に改める。

(千葉県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 千葉県旅館業法施行条例（平成15年千葉県条例第12号）の
一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条
の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第12条第3号ア中「第17条第10号ウ」を「第17条第11号
ウ」に改める。

第16条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資
する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5
年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、
第2条中千葉県旅館業法施行条例第12条第3号アの改正規定は、公布
の日から施行する。

千葉県条例第22号

千葉県火災予防条例の一部を改正する条例

千葉県火災予防条例（昭和37年千葉県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号中「その」を削り、同号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「きょう体には、雨水等」に改め、同項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができ

る措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びにこの条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標

識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第44条第1項第16号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第1 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
			不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第23条の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定は公

布の日から、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の千葉県火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に規定するものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の4第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。
- 5 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。
- 6 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

7 第23条の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。

千葉県条例第23号

千葉県立中学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立中学校設置条例（昭和39年千葉県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表千葉県立稲毛高等学校附属中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

千葉県条例第24号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和34年千葉県条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

総合体育館	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。以下この表において同じ。）以外の日	午前9時から午後9時（バスケットコートにあっては、午後5時）まで
集会所		午前9時から午後5時まで

を

」

「

総合体育館	年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日をいう。以下この表において同じ。）以外の日	午前9時から午後9時（バスケットコートにあっては、午後5時）まで
-------	--	----------------------------------

に

」

改める。

別表第8中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県条例第25号

千葉県下水道条例の一部を改正する条例

千葉県下水道条例（昭和38年千葉県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「580円」を「611円」に、「17円」を「18円」に、「111円」を「117円」に、「152円」を「161円」に、「188円」を「199円」に、「229円」を「242円」に、「267円」を「282円」に、「297円」を「314円」に、「329円」を「348円」に、「359円」を「379円」に、「72円」を「75円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る公共下水道の使用期間が施行日前から引き続けているものについては、各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。
- 4 前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。